

堺市水道ビジョン懇話会開催要綱

平成27年4月1日制定

1 目 的

上下水道局が実施する水道事業について、平成28年度から10年間の堺市水道事業の基本計画として堺市水道ビジョンを策定するに当たり、有識者等から広く意見を聴取するため、堺市水道ビジョン懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

(1) 水道事業の今後の運営に関する事項

3 構 成

懇話会は、次に掲げる者のうち、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が依頼する5人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(1) 学識経験者その他水道事業に関する識見を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、管理者が適当と認める者

4 座 長

(1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。

(2) 懇話会の会議は、座長が進行する。

(3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

5 関係者の出席

管理者は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 開催期間等

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間のうち、5回程度開催する。

7 庶 務

懇話会の庶務は、経営企画課において行う。